

# 青森県報

第七百九十二号

令和六年  
七月二十六日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

○青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一  
○青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………(健康医療福祉政策課) ……一

### 告 示

○クリーニング師試験の施行……………(保健衛生課) ……三  
○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……四

### 選挙管理委員会

○病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び  
保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホ  
ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…(事務局) ……四

## 規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 青森県規則第三十五号

#### 青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のよう  
に改正する。

第四条の三第一項第三十三号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」  
に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 青森県規則第三十六号

#### 青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

青森県生活保護法施行細則(平成七年三月青森県規則第二十三号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第二十条(見出しを含む。)中「進学準備給付金支給申請書」を「進学・就職準備  
給付金支給申請書」に改める。

第二十一条の見出しを「(進学・就職準備給付金支給等決定調書)」に改め、同条  
中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金支給  
(不支給)決定調書」を「進学・就職準備給付金支給(不支給)決定調書」に改め  
る。

第二十二条の見出しを「(進学・就職準備給付金支給等決定通知書)」に改め、同  
条中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金支給  
(不支給)決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書」に改  
める。



- ② 進学に伴い、転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
- ③ 進学・就職準備給付金振込先が確認できる書類
- (2) 就職の場合
  - ① 就職する見込みであることが確認できる以下のいずれかの書類
    - ・内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
    - ・個人事業主の場合は、個人事業の開業届の写し
    - ・その他確実に就職先に就職することを証明する書類
  - ② 就職に伴い、転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
  - ③ 進学・就職準備給付金振込先が確認できる書類

- 注1 該当する口には、シ印を記入すること。
- 2 進学・就職準備給付金振込先は、申請者の口座に限ること。
- 3 金融機関名は、該当する金融機関の種類を○で囲み、又は括弧内に記入すること。
- 4 支店等名は、該当する支店等の種類を○で囲み、又は括弧内に記入すること。
- 5 進学の場合において、7(1) ①及び②の添付書類を申請時に準備できないときは、進学する大学等の合格通知書、賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で申請することができると。ただし、その場合は、大学等に入学するまでに7(1) ①及び②の添付書類を提出しなければならないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第四十二号様式廿「進学準備給付金支給（不支給）決定調書」や「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定調書」及び「進学準備給付金支給（不支給）決定何」や「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定何」及び「進学準備給付金支給額決定欄」や「進学・就職準備給付金支給額決定欄」及び「進学先」の次に「又は就職先」や「進学後」の次に「又は就職後」や別添である。

第四十三号様式廿「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」や「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」及び「進学準備給付金の」や「進学・就職準備給付金の」の次にある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百二十二号

令和六年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則（昭和四十五年一月青森県規則第一号）第四条第一項の規定により告示する。

令和六年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 試験の期日及び場所
  - 1 期日 令和六年十一月三日（日・祝）
  - 2 場所 青森市大字戸山字宮崎二二の二  
青森県立青森第二高等養護学校体育館及びクリーニング実習室
- 二 受験願書受付期間
  - 令和六年九月二日（月）から同月十三日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。
- 三 受験願書提出先
  - 青森市長島一丁目一の二

青森県健康医療福祉部保健衛生課生活衛生グループ  
その他

受験願書は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）、青森市保健所、八戸市保健所及び青森県健康医療福祉部保健衛生課生活衛生グループで配付する。

青森県告示第四百二十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和六年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
むつ市大畑町二枚橋五一の一七 吉田 幸治	大畑町区域 大畑町漁業協 同組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業であ つて、主として たこ籠漁業
むつ市大畑町大畑道二三の一九 菅原 淳	うち甲の地区 むつ市大畑 町八幡湯坂、 湯坂下、孫次 郎間、大畑 道、二枚橋、 釣屋浜、木野 部、佐助川、 赤川、涌館、 高橋川、小目 名村、小目名 家ノ下、奈良 ノ木平、添木 及び袋石の区 域	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業であ つて、主として 一本釣漁業
むつ市大畑町水木沢三四の二二五 長津 敏男		
むつ市大畑町水木沢三七の五 佐藤 翔		
むつ市大畑町中島九六の三〇 林 孝	うち乙の地区 甲の地区を 除く区域	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業であ つて、主として たこ籠漁業

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十一号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和六年七月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

六の表中

みらい会介護医療院	平川市柏木町藤山三七の五	を
みらい会介護医療院	平川市柏木町藤山三七の五	
石田温泉病院介護医療院	上北郡おいらせ町上前田二二の一	に改める。

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭